

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係出入域、 外国人の法的地位沖縄出入域関係

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43390">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43390</a>



此件由国家图书馆提供

39. 9. 11. 沖縄タイムス

## 渡航許可を早める

### 弁務官が指示 民政府発表

水政府は十日、琉球の出港と入港についての渡航許可申請は審査迅速に処理されるようと充実した。ワトソン高等弁務官は午後間、内閣にさしかかる前に渡航許可を排除するため米国民政府の運航管理について調査をするうめだ。

9月 12. 14. 16.

39. 9. 11.



別168

昭. 45. 9. 12 (土)

衆議院 沖特委

○ 松本(善) 委員 私はいまの御答が、原則についてイエスかノーかで答えられないということは、やはり買い物取り部分について相当含みがあるといふにしか伺えないのです。そこでなければ、國政参加選舉を目的の前にして、主権者であります沖縄県民にいま政府は明らかにする義務があると思う。私はそのいまの答弁を聞きまして非常に感想思うわけであります。私がどうも日本共産黨の中央委員会は、八月二十一日付で現在沖縄県民に明らかにしなければならぬ点について政府に公開質問状を出しました。外務大臣あるいはこれらにつながっているかと高いお手が、この点について私は正式な回答を乞はせられるべきである。これが沖縄の國政参加選舉を民主的にやる最低条件の一つであるというふうに考えております。この点について外務大臣は正式な答弁をされるかどうか。この点について最後に伺つて私の質問を終わらしたいというふうに思います。

○ 愛知國務大臣 「まことに恐縮でござりますが、ただいま政府全体として正式の回答をこの席で申し上げますのにちよと間に合いませんので、たまたまごらんの方に名前で十分説明いたしまして、なるべくすみやかに回答申し上げることにさせていただきたいと思います。

○ 池田委員長 本日はこれにて散会いたします。

午後 時三分散会

# 沖縄における 度航制限の実態について

卷之三

5

、  
は  
じ  
め  
に

太平洋戦争の罠となつて多大の犠牲を強いられた沖縄は、一九四五年以來米国の軍事占領に引継ぎ、一九五二年四月二十八日「対日平和条約第三条」によって日本から施政権が分離され、今日なお軍事植民支配の不自然な体制にある。奇形な体制にある。

講和条約第三条による沖縄の地位の特殊性から、住民はその自由と権利の制約を受けるが為に、沖縄における人権問題の様相は著しく深刻複雑である。

沖縄が米軍支配下にあること三十二年その間米軍の布令布告の軍事統治が施され、基地確保のため軍事優先の施政がなされ、沖縄は国家的背景をもたず、日米両国の政治の谷間におかれて、その制度や機構の立前から住民は人としての自由を侵害されているが、その解決は至難であり、幾多の悲惨な人権問題を提起しているのである。

このような沖縄は、その特殊事情故に住民は政治的・法律的自由を欠

き、政治・経済・社会・教育・文化等のあらゆる面において不安定であり、およそ民主社会の確立とは縁遠いものがあるといわねばならないのである。即ち、沖縄住民は琉球政府と米民政府との両当局との間に、二重の関連義務を負わされ、沖縄には様々の法律が雜居している法的立場から、「法の真空地帯」であるというのがその実相であろう。

「渡航の自由」についても論外ではなく、われわれの計り知らざる幾多の不幸な人権問題を惹起しているのである。

次に、沖縄における渡航制限の実態と、これに関連する問題につき述べみたい。

二、沖縄住民が沖縄より渡航する場合  
一般について述べれば次のとおりである。  
住民の日本旅行に関する管理及び手続については、米国四十七号「琉球住民の渡航管理」によつて行なわれてゐる。

から琉球列島高等弁務官発給の日本渡航証明書の交付を受け（第六条）、  
第十五条）でいたが、改正により、昭和四十三年九月十六日以降、日本  
政府の渡航証明書である身分証明書が発行される。これは、那覇日本本  
府南方連絡事務所の所長が内閣総理大臣や外務大臣の委任を受けて交付  
することになった。また、日本以外の地域・外国へ渡航しようとする琉球  
住民は、従来高等弁務官発給の身分証明書の交付を同出入管理部から受  
けていたが、この沖縄高等弁務官が発行する通常の旅券に代る身分証明  
書によつていた点を改め、日本の外務大臣の発行する旅券を沖縄の前記  
日本政府の出示機関・南方連絡事務所長が交付することになった。しかし  
し、沖縄への入域・出域・再入域が依然として米民政府（高等弁務官）  
の許可を得なければならないこととなつてゐるので、相変らず渡航の由  
由は阻害されている。

以上の身分証明書に前記のとおり、島外に於ける場合は、一ヶ年以内そこから出域すればよく、それで歸島までの効力を有することになつてゐる。

但し、婚姻、養子縁組み、帰化等により琉球住民の資格を失つたとき、また、身分証明書の名義人が発行の日から一ヶ年以内に沖縄を出域しなかつたときは、その効力を失うことくなつてゐる。

(4) 効力確認制度

身分証明書は一回限り使用することによつて、その効力を失うのであるが、從来効力確認制度が実施され、確認申請すれば四ヶ年間は回数無制限なく何回でも使用されてきた。

また、四ヶ年間有効の前記パスポートができて、この効力確認は写真や戸籍抄本が不要となつて手続が簡素化されてきたものということができる。

## —沖縄における渡航制限の実態について—

- (イ)公用身分證明書  
いうまでもなく琉球政府の用務等の公用のために沖縄から本土に渡航するに必要な書類である。

(ロ)一般身分證明書と數次往復用身分證明書  
前者は一回きり効力を有し、回数に制限なく渡航の都度確認を受けねばよいことになっている。後者は、四年間有効であり渡航はいつでも自由に(効力確認を都度受ける必要がなく)出来ることとなつてゐる。

(4) 裁判中、保釈中又は刑の執行猶予中である場合は、申請書類と共に閲覧する理由書も申請書と共に提出しなければならない。



## —沖縄における渡航制限の実態について—

(一) 球住民の渡航管理と外人の出入域管理及び在留管理とに大別される。  
 南方地域に渡航する者に対し発給する身分証明書に関する政令二・九号は、われわれの沖縄渡航に関する手続規定であるが、旅券法第十三条第一項五号（一般旅券等の発給制限）のような実体的理由による制限は設けていない。

(二) しかし、手続的には外国へ渡航（旅券法第三条）すると同じく、琉球列島米政府から入域許可を得た上で、内閣総理大臣から身分証明書の発給を受け、これを所持しなければならないことになっている。これは、米民政府が沖縄への渡航に対し許可制をとっているからであるといふことができる。この入域許可が米民政府当局の裁量判断にかかる限り、これに対し政令二・九号第三条によると、一般身分証明書の発給申請には渡航先の官憲が発給した許可証明又はこれに類する書類（入域許可証）一通が必要である旨の規定があり、この入域許可証を欠いては、沖縄への入域の目的を達すことができず、従つ日本政府発給の身分証明書はその効力を失うこととなるので発給できないといふことになる。しかも、日本政府からの発言権が弱い現状から、沖縄への渡航は外国への渡航に比較し、一層難しさが伴うことになる。そうすると、何故沖縄へ渡航することが難しいのか、而して米民政府当局が如何なる基準に基いて、如何なる人々に対して入域を拒否するのか、ということになると、その実体的基準は明確ではない。結果的にいうて、これまで渡航を拒否された人々及びその渡航目的から推測すると、米国（沖縄統治）に対する、公然批判的であると思われるいわゆる米民政府当局にとって好ましくない人々に対してなされてゐるといふことができよう。

(三) (1) 本人の手続は写真二葉、住民票の謄本又は抄本一通を準備し、申請人（本人が最寄りの都道府県厅に出頭し、申請書正副二通と共に沖縄への入域許可申請書（英文）三通を作成出し入域許可申請を行う）である。

一般身分証明書の発給を受けようとする者は、参百円、数次往復の身分証明書は五百円の手数料を納めねばならない。その効力は、一般身分証明書は一ヶ年、数次往復用のものは、その有効期間内効力がある。

## 五、外人管理

民政府布令第二二五号「琉球列島出入管理令」は、本土の出入国管理令に相当する。琉球における外人の管理は、現行の出入管理令上、殆んど高等弁務官の権限に属しているが、事務面においては事務委任の形により出入管理令が運営している。

(一) そこで、外人管理に関する正規面の業務内容を分けると、おおよそ次のとおりである。

- (1) 出入域の審査
- (2) 在留許可証明書の発行
- (3) 在留期間の更新
- (4) 在留資格の変更
- (5) 勤務所・住所等の変更
- (6) 再入域の許可
- (7) 身分変更
- (8) 水住許可

(9) 水住許可

琉球に永住するには、民政府指令第五号に基いて高等弁務官の許可を必要とする。

- (1) 外資導入許可

琉球において外貨貿易に從事し、又は事業若しくは投資の活動を行おうとする者は、高等弁務官布令第十一号「琉球列島における外国人の投資」に基いて行政主席の許可を必要とする。

- (2) 技術導入許可

琉球において、就労しようとする者は、高等弁務官布令第十一号及び非琉球人の雇用に関する規定に基いて行政主席の許可を必要とする。

- (3) 外国人の沖縄への出入域について

- (1) 出域手続（布令第二二五号第三十六条第一項第二十八条参照）

都道府県厅においては、写真と本人との同一性、記載事項もの有無を調べ、書類が整つたら一連番号を附し、その書類一切を内閣総理大臣宛（実際には総理府特別地域連絡局監理渡航課）に提出するが、内閣総理大臣（特連局渡航課）は、入域許可申請三通のみを、米民政府の出先機関であるRTU（Rukyu Travel Unit）へ提出することになる。

(2) 右のRTUは、これを区分して現地照会を要するものは沖縄の米民政府へ照会するが、その必要のないものは、ここから入域許可申請書の一通が許可印を押され総理府に返送される。現地照会のものは、沖縄の米民政府の審査を経由し、RTUから右のとおり入域許可申請書の一通が総理府に返送されてくる。これが沖縄への入域許可証である。

(3) そこで、総理府ではどうするか、どうして、写真一枚を身分証明書の中に貼り、かつ、その末尾に入域許可証を貼付し、内閣総理大臣名で発行、身分証明申請書のうち副本のみを手許に残し、入域許可証つき身分証明書を都道府県厅に廻送する。都道府県厅では本人（又は代理人）にその身分証明書を交付する。

(4) 身分証明書発給申請の記載事項と入域許可申請書の記載事項とは大体同一であるが、その中、身元引受人、最終学歴、所属団体経歴の記載は、沖縄から本土へ渡航する場合、許可申請書記載事項ではなく、逆に本土から沖縄への場合は、必要記載事項である。

(5) 右申請に対し、不許可の場合は、入域許可申請書のうち、一通に不許可の印が押され返送されるが、総理府はその旨都道府県厅を通じ、そこから本人に連絡されることになる。琉球列島出入管理令（布令第二二五号）に、沖縄に入域するためには、高等弁務官の入域許可を得なければならない旨の規定（第十一条）があるも、不許可処分に対する場合の措置については全く規定を欠いているのである。

(6) 以上述べたように、本土から沖縄へ渡航する者は、内閣総理大臣発行の身分証明書、琉球列島米国民政府高等弁務官発行の入域許可証を所持する外に、なお免責接取証明書が必要である。

を呈示しなければならない。琉球列島における在留目的に変更を生じ、居住地を変更した場合には、十五日以内に在留許可証明書の書換えをしなければならない。

⑥有効期間は二年を超えない期間

但し、一九五三年十二月二十五日から琉球列島に継続して居住する者に対しては不定期の在留許可証明書を発給している。

の出或て祭して、再入或する者も在留許可証明書を返納しなければ

許可を得なければならない。（米民政府布令一二五号第十一条）旅券はその他の渡航証明書に上陸許可の証印を受けていない者は、琉球列島に上陸することはできない（第十二条、十四条）。

①琉球列島入域申請書は、外交機関を通じて琉球列島民政副長官に琉球列島への出発予定日の少くとも十日以内に届くよう提出。処理の結果は、その受理したときの経路を経て本人に通知される。

②入域申請書が許可されると副長官による琉球列島入域許可証が発行される。  
③在留期間は、出入港に到着の日から起算される。

④入域許可証の有効期間内に琉球列島に到着できなければ、新たに入域申請書を提出しなければならない。

3、2、1、公用者  
一時訪問者  
通過者

6、5、4、商用入域者  
技術入域者  
請負業者の被雇用者

入域港到着の際所持すべき書類（布令第一二五号第十二条）

卷之三

行政处分により強制送還を命ぜられる。  
2、琉球列島に出入する船舶又は航空機の長は、その出入する港の出入管理官に詳細な乗客名簿・乗員名簿を提出しなければならない。

3、琉球列島に入る船舶又は航空機を有する運送業者は、琉球列島に上陸する事を許可されていない者（乗客、乗組員、密航者）を上陸させてはならない義務を負う。若し、許可なく入域した者は上陸させなければならない義務を負う。

米軍、琉球政府に負担をかけることなく通告の上、これを受け置しナシ  
ればならない。

4、出入管理官は、現行琉球政府及び民政府の法規に基いて司法警察

権を行使する。  
5、不法入域者に關する罰則は、集成刑法（二ノ二ノ三七条）及び前記布令第一二五号、琉球列島出入管理令に規定（第四十条）がある。

## 六、日本本土の人が沖縄に永住する方法と手続

ための必要な要件及び手続につ  
いての規定、一七二四・六。

沖縄における渡航制限の実態について  
府指令第五号「永住許可について」の規定（ナウマ）  
に基づいては、民政府令六八号「琉球政府章典」第三条  
に従われている。転籍については、民政府令六八号「琉球列島への転籍」に基き、指令第六号（一九五四・七・二三）「琉球列島への転籍」にその手続規定が定められている。

(一) 永住するためには、必ず転籍が必要ということではなく、永住許可が琉球への転籍の必須要件になつていて、つまり琉球政府章典第三条から考察するに、日本国籍を有する者（琉球住民を除く）であれば、転籍のために永住許可を申請することができ（許可申請直前三年以上、合法に琉球で継続居住していれば申請できる）、永住許可が得られれば転籍が可能である。この転籍に関する限り、「琉球住民」以外の者は、日本人を含めて三十日以上在留しようとする場合は、琉球政府出入管理部から在留登録証明書の交付を受けなければならない（但し、米軍人

(二) していいるからとの解釈によるものであらうが、  
沖縄では、本土のような外国人登録法が無く前述のように出入口管理令  
(布令第一二五号)により、在留登録の制度がとられている。永住許可  
制度は、前述五のよう、一種の外国人管理の制度と解される。  
(三) 転籍のためには、必ずしも養子縁組が必要というのではなく、永住権  
を取得することによって転籍が可能である(指令第五号による永住権の  
取得)。

(四) 養子縁組、婚姻解消後の籍は、事実上、元の籍に戻すように取扱われ  
てゐる。ただし、引き続き琉球内に戸籍を維持し単独戸籍を作りたいとい  
う場合に於ては、高等弁務官の許可を要するといふ。不許可の場合は、福  
岡の沖縄戸籍事務所に戻されているようである。

— 29

ある。  
(イ) 婚姻の場合、成年者が琉球の女との婚姻によつて、戸籍を移転し  
新本籍を定めようとする場合、事前の許可が必要とされるが、本土  
の女が婚姻により沖縄に戸籍を移転しようとするについては、何ら

軍属およびその家族を除く) (出入管理令第十八条)こととなつてゐる。  
民政府指令第六号「琉球列島への転籍」については次の諸点で疑問  
ある。  
(1)婚姻の場合、成年者が琉球の女との婚姻によつて、戸籍を移転し  
新本籍を定めようとする場合、事前の許可が必要とされるが、本土  
の女が婚姻により沖縄に戸籍を移転しようとするについては、何ら

(7)、条件付入域者（布令第一二五号第十六条参照）  
通過者の資格にある乗客 乗組員が観光、他の船舶若しくは航空機の乗換えや、偶発事変又は水難のための仮上陸は、出入管理当局の許する条件に基き許可することができる。

(8)、不法人域者（布令第一二五号第七章）  
1、琉球列島入域管理に関するこの規則及びその他の規則に違反し琉球列島に入域した者、許可された滞在期間又は滞在更新期間満了日まで理由なく故意に琉球から出域を怠った者等は、不法在留者となし、不法人域者として起訴され、禁錮及び強制送還の判決が处せ

(6) 入域を拒否される場合（布令第一二五号第十五条）  
左の各号の一に該当する者は琉球列島に上陸を拒否することがある。  
1、琉球政府頒予防法又は伝染病予防法の適用を受ける者。  
2、精神病者又は著しい知能障害のある者。  
3、貧困者、放浪者、身体障害者等で公共の負担となる虞れのある者。  
4、麻酔取締に関する法令に違反し、刑に処せられた者。  
5、壳洋、卑猥な出版物、興業の業務に従事し、これらの業務に從事したことのある者。  
6、琉球政府の法律に違反して鉄砲刀剣類又は火薬類を所持する者。

- 1、有効な旅券又はこれに代る公式の渡航証明書と入域許可証
- 2、同令第十九章第三七条その他所定の規則により必要とする天然（その他黄熱病、コレラ、ペスト、チフス）等の免疫接種証明書
- 3、在留期間が六ヶ月以内の場合は、琉球以外の国への有効な入国可証と共に運送業者又は保証人より供与された行先地への切符又は証状。

4、結婚の目的で入域しようとする者は、結婚後居住しようとするの国の結婚許可証明書。

5、船舶で入港する場合は、上陸許可証明書、航空機で入港する場合

(四) 認知されて沖縄へ転籍した事例は、許可申請そのものが、直接申請者の居住地の市町村役場で受理されているため、琉球政府法務局で事例が明らかでないが、統計上、一九六六年中六件ある（逆に認知で本土籍に移した件数は五件である）。

件である。

## 許可制度とその基準及び 不許可に対する異議申立てについて

(一)(1) 布令第一二五号は、この点に關し「沖縄へ渡航しようとする者は、事前に高等弁務官から入域の許可を得なければならぬ」（第十一条）と規定する。琉球列島から出域し帰島するには出域の外、再入域（註）の許可を得なければならない（第二七条）。

これは、基地確保のため、入域（または再入域）、出域に関する規制に重点をおかれているものとみるべきである。

(2) 再入域に関しては、本土へ就職を行つた一青年は三ヶ年帰島しないという条件で許可（そのことが旅券に明記）されているのである。

(3) 沖縄への渡航許可の制限をなす基準については、布令第一二五号第十五条に、顎病患者、伝染病患者、精神病者、または元春、その他公序良俗に反する業務に從事する者など一定の者に対しては、沖縄への上陸を拒否することができる旨の規定があるのであるが、米民政府当局は、入域の許可、不許可の決定は、当局の自由裁量に委ねられるものとの見解に立つてゐる。

渡航拒否（註）するにつき、「その渡航の必要がない」とか、米国の最も利益に合致しない」とが述べるだけで何等の理由らしきものを示

## —沖縄における渡航制限の実態について—

(註) 特にキラウェイ高等弁務官の施政後半の六十三年から六十四年にかけて、渡航拒否件数は、急増した。その範囲は、病氣治療から進学前の者まで広範囲に及んだのである。このような問題が時の権力者の任意の決定に委ねていいくものであろうか。

## 八、結びとしで

以上みてきたように、渡航の自由は、施政権を担当している米民政府によって制限されてきたのであるが、要約(一) 従来、その制限の対象になる人々は、如何なる人々であろうか、要約すれば、その人の思想傾向が過去において、米民政府の施政へ批判したかによつて、特に制限を受けてきた。即ち、祖国復帰運動家や労働活動家、平和運動に携わる人々が多かつたのである。そして渡航を保留されている人、渡航を拒否されている人たちの職業からみれば、労組や民間団体員、教員、公務員、議員、家庭の主婦、医師、弁護士があつたのである。

右の事実からして、一般的にいえば、思想信条を抑える手段に供されたとすることができよう。また、復帰運動(原水爆反対運動)に対する抑止手段として利用されてきたということができよう。その証拠には、本土の大会や各種集会参加者が拒否される事例が多いことから首肯されよう。復帰協が毎年四月二十八日を期して派遣する復帰代表団が一度も全員許可されたことがないといふ。大会が時期が終った頃(四月三日)に思われぶりに許可されている場合もある。

渡航管理は、本来の性格を離れて、沖縄における復帰や平和運動の実制に利用され、個人の思想や、政治的自由に抑制を加える手段に活用さ

八 結 ひ と し て

度も全員許可された。しかし、渡航管理は、本来の性格を離れて、沖縄における復帰や平和運動の牽制に利用され、個人の思想や、政治的自由に抑制を加える手段に活用さ  
れ、思惑せぶりに許可されている場合もある。

(二) 新規申請や効力確認申請は、英文と和文の両方で申請されるが、日本語を使用する沖縄住民に対し、英文の渡航証明書の申請を行わしめるのは、沖縄住民の便宜上の点から考へて日本文だけにしほれないものであろうか。そして写真二葉や抄本・收入印紙代・注射代・その他代書達の渡航の自由を縮めることになる。しかも、どんな人でも、英文の申請書を出さなければならぬし、その上、滞在期間、目的、旅行先等明記しなければならない等煩鎖な手続が伴うのである。

このよう手続は、外国に行くよりも繁雜、面倒さがある。ただでさえ、この小島から一步出るにも、その手続をふまなければならぬのである。してみると、われわれは、そこに、沖縄において繰り返される矛盾、不自由、人権侵害を、容易に想像することができる所以である。

而して、申請者に対し、長期間回答のない場合、本人から問合せがあることから、これをこのまま座視しておいてよいものであろうか。

(三) 具体的には、一部の沖縄県民を本土に行かせないことが、何故、軍事的安全と関係があるのか、何故、本土へ旅行することが沖縄の軍事的安全の支障になるのか、何故、米國の施政の上に役立つとは決していわれないのである。また、沖縄の人達にとって、本土に渡れなかつたというだけなら、それで済まされるであらうが、周囲の人達からあればアカだとか、あれはリストにのつてい

すことなく拒否しているのである。即ち、理由を明示しないで拒否するということである。右拒否することのその必要性について、「沖縄に対する施政権行使する上で必要」とか「軍事的安全を保障する上で必要」であるとか述べてゐるにすぎないのである。

そこで、問題は、いかなる基準により、入域の許可、不許可が決定なされているか、または如何なる人々をいかなる理由で拒否するか、ということになる。従来、保留ないし拒否された場合、その理由を質問しても、その理由を示さず、民政府当局の不明瞭な措置で、渡航は禁ぜられている。その許可、不許可を決定すべき基準がなく、全く民政府当局の自由裁量に委ねられているというのが実情である。

(二) 具体的に、一部の沖縄県民を琉球からの出入域に關し、その住民を締め出すことが、何故軍事的安全と關係があるのか、殊に出域に關し本土に行かせないことが何故沖縄の軍事的安全に支障を來すということになるのが、これを支持する考え方は納得できない。また、単に施政権の行使の上から必要だということは、琉球列島の管理に関する大統領行政命令第十二節「高等弁務官は……琉球列島にある人々に対し……基本的自由を保障しなければならない」の規定を忠実に完うするとは、決していわれないのである。

(三) 次に昭和四十二年九月十五日までの実例として、日本旅行証明書発給申請が不許可になつた場合、また、この証明書の發給を受けたのに、これが返還を命ぜられた場合、当該琉球住民はその处分に異議があるときは、不服の理由を記載した書面を出入管理部に提出して高等弁務官に対し異議の申立てをすることができる(布令第一四七号十二条)旨の規定があり、そこで、異議申立てを行なつても、出入管理部から本人宛、高等弁務官から却下されたので通知するという文書で通知されるだけに終つていたのである。

しかし、昭和四十二年九月十六日以降は、沖縄から本土への日本渡航証明書が、本土から沖縄へ渡航する場合の身分証明書と同じ名称となり统一され、このようにして沖縄と本土間の渡航の身分証明書は、この面

## 外交時報

る等……と喰されて思ひぬ異状な雰囲気がつくり出され、このことにより本人の精神的苦痛はいうまでもなく、その人達の家族や友人にまで心配をかけることになるであろう。

沖縄の人たちにとって、この不満は一体何処へ行けば癒されるであろう。

(四)およそ、基本的人権尊重の歴史的思潮は、如何なる政治形態であろうとも、人権は当然保障されていなければならない、人類普遍の原理であり、人間の天賦不可譲の権利であるとしてきたのである。

沖縄においては右にみてきたように、民主国家を自負する米国が、基地確保を急ぐ余りその基地保有を理由にして、住民の自由と権利とを大きく剥奪し、沖縄住民の基本的人権を侵害しているといわねばならない。(毎日、沖縄における人権問題の本質が、一方的に異民族の手による軍事的支配にあることを指摘したい。

沖縄は、祖国から分離され、他の國の権力支配統治下に長期の植民政策により、日本国憲法の保障が受けられず、政治的、法律的自由が奪われ、自治を欠き、指導的立場の人々が共通の高い立場を見失った派閥的行動と、これに伴う政治の停滞、そしてまた言論の自由、渡航の自由、財産の保障、公正な裁判を受ける権利等の人権が無視されて現在に至っているのである。これに対し、沖縄において眞の法の支配が確立され自由と人権が保障されるようになるためには、なお多くの努力をするであろう。

われわれは、これを民主主義の基本的原理に照らし、人権感覚を踏まえて、最善を尽し、言うべきは言い、なすべきはなすという勇気と忍耐とで、お互の問題として、一步でも改善への努力前進を続けるべくあると考える。

そして、あらゆる人々が党派を越えて、この共通の目的達成のために更に奮起しなければならない。かつて、法の支配が確立されるためには、自由を愛し、人権を尊重する内外の人々の強力な団結と運動が必要なことはいうまでもない。

